

## 平成 29 年度「ふじのくに食の都づくり貢献賞表彰」応募要領

### 1 趣 旨

静岡県は、日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土に恵まれ、生産される農林水産物の数は全国でもトップレベルを誇るとともに、農林水産大臣賞の受賞数も常に上位を占めているなど、数・質ともに食材の宝庫、いわば「食材の王国」です。

本県では、この「食材の王国」という「場の力」を活かし、地域で採れたものを地域で、おいしく、楽しく、美しく、賢くいただくという静岡ならではの食文化を創造し、国内外の方々を惹きつける「食の都」づくりを進めています。

今回、「食の都」づくりを更に進めるため、本県の食文化の創造に貢献する等、模範的活動を実践している企業・団体の功績をたたえ、表彰します。

### 2 主催者

静岡県農林水産業振興会

### 3 表彰対象等

(1) 本県の食文化の創造に貢献する等、模範的活動を実践している企業・団体を対象とします。

(2) 表彰の対象となる取組内容は、次に掲げるものです。

ア 人々を惹きつける「食の都しずおか」の魅力発信

- ・ 「食」を通じた地域の活性化への寄与
- ・ 「食の都しずおか」の魅力を県内外に広く周知

イ 「食の都しずおか」を支える人材育成・ネットワーク活動の推進

- ・ 静岡ならではの食文化を支える生産・加工技術等の伝承・普及のための指導者等の育成
- ・ ふじのくに食の都づくり仕事人や生産者等で構成する組織の活動の推進

### 4 応募条件

(1) この表彰の応募は、自薦・他薦を問いません。

(2) 自薦の場合は、賛同者（応募する企業又は団体の構成員を除く。）が必要です。

- (3) 他薦の場合は、推薦する企業又は団体の了解を得た上で、応募してください。

## 5 応募の締切り

平成 29 年 7 月 21 日（金） 当日消印有効

## 6 審査方法

- (1) 選考委員会で審査を行います。
- (2) 審査に当たっては、応募書類の内容確認や追加資料提出などを求めることがあります。
- (3) 受賞者決定前の候補者や審査状況に関するお問い合わせには一切お答えできません。

## 7 応募方法

- (1) 応募用紙は静岡県農林水産業振興会（以下、「振興会」という。）あてに提出するものとします。また、必要に応じて活動内容に関する資料(写真、記事、チラシ等)を添付してください。電子ファイルの様式は、振興会事務局（県マーケティング課内）へ請求いただくか、下記のウェブサイト上からも、ダウンロードできます。
- ・静岡県農林水産業振興会ホームページ <http://www.shizuoka100.com/>
  - ・ウェブサイト「静岡おいしいナビ！」 <http://www.shizuoka-oishii.jp/>
- (2) 提出いただいた応募用紙及び資料は返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

## 8 表彰及び公表等

- (1) 表彰式は、「ふじのくに食の都表彰式」（平成 29 年 11 月中下旬）において行います。
- (2) 選考結果については、応募者に対して 10 月下旬までに書面により連絡します。

## 9 その他

- (1) 応募に当たり虚偽の申告を行うなどの行為を確認したときは、審査対象から除外します。
- (2) 受表彰者としてふさわしくない行為を行ったときは受表彰を取り消すことがあります。

- (3) 提出いただいた応募用紙及び資料の内容（取組事例等）については、冊子や県のホームページ等の広報媒体で紹介することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 応募に記載された個人情報は、本要領で定めること以外には使用しません。

## 10 応募先及び問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県農林水産業振興会（静岡県経済産業部マーケティング課内）

電 話 054-221-3653

F A X 054-221-2698

E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県農林水産業振興会ホームページ <http://www.shizuoka100.com/>